

一般社団法人日本生理人類学会 役員候補者選出規程

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人日本生理人類学会（以下「本学会」とする。）の役員候補者の選出方法について定める。

(役員候補者の選出)

第2条 役員候補者は、選挙により選出する。

- 2 理事候補者の選出数は、20名とする。
- 3 監事候補者の選出数は、2名とする。

(選挙権と被選挙権)

第3条 この選挙の選挙権、被選挙権は直前の代議員選挙により選出された代議員が有する。

(選挙方法)

第4条 役員候補者選出選挙は郵送またはウェブシステム（オンライン投票システム）により実施する。

- 2 選挙権者は、理事候補者15名以内、監事候補者2名以内を選び、投票締切日までに第4条第1項で示された方式に従って投票を行う。
- 3 選挙は、無記名投票により行う。

(選挙管理委員会)

第5条 選挙は選挙管理委員会の管理のもとに行う。

- 2 選挙管理委員会については、別に定める。

(選挙期日)

第6条 選挙期日は、選挙管理委員会で決定し、学会ウェブサイトその他の方法で告示しなければならない。

(名簿)

第7条 選挙人名簿及び被選挙人名簿は、選挙管理委員会で作成し、理事会の承認を得る。選挙管理委員会は承認済みの被選挙人名簿を、直前の代議員選挙により選出された代議員に公示しなければならない。

(公示の方法)

第8条 承認済みの被選挙人名簿の公示は、役員候補者選出選挙の際に文書で行う。

(開票)

第9条 開票は選挙管理委員会が行う。

2 開票は、学会ウェブサイトその他方法で告示した投票締切までのものについて行う。

3 投票の有効無効は、次の通りとする。

- (1) 郵送の場合、正規の投票用紙及び封筒を用いていないものは、無効とする。
- (2) 郵送の場合、返送用封筒に記名のないものは、無効とする。
- (3) 定められた理事・監事候補者数を超えて投票したものは、無効とする。
- (4) 定められた理事・監事候補者数に満たない場合の投票は、有効とする。
- (5) その他選挙の規程に反するものは、無効とする。

(当選者)

第10条 当選人の決定は、次の通りとする。

- (1) 当選人の決定は、得票数の多い順とする。投票の結果が同票の場合、選挙管理委員会の責任のもとにくじで当選人を決定する。
- (2) 理事候補者、監事候補者の両方に当選した者がいた場合、選挙管理委員会は、当該候補者にその旨を通知し、就任の諾否を確認する。尚、当該候補者は、理事候補者および監事候補者の両方を承諾することはできない。
- (3) 選挙管理委員会は、選出された者にその旨を通知し、承諾を得る。
- (4) 選出された者が辞退した時は、次点の者から順に繰り上げることとする。

(会長候補者の選出)

第11条 当選した理事候補者の互選により、会長候補者を1名、副会長候補者を2名を選出する。

(指名理事候補者の選出)

第12条 会長候補者は第10条の当選者とは別に、正会員のうち10名以下を次期理事候補者（以下「指名理事候補者」とする。）として総会に推薦することができる。

(選挙結果の公開)

第13条 選挙管理委員会は、選出された役員候補者を学会ウェブサイトその他の方法で発表するとともに、理事会及び総会に上程しなければならない。

(細則)

第 14 条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第 15 条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

この規程は、一般社団法人日本生理人類学会設立の日から施行する。

2022 年 8 月 18 日 第 4 条、第 8 条、第 9 条、第 10 条 改正